2017年9月11日鎌倉市議会本会議　議案上程時の議案第55号 議案関連質問

観光厚生常任委員会に委員がいない会派ですので、この場において議案第55号関連の質問をさせていただきます。

1. 　この条例の策定では、条例は基本理念を中心に短くまとめ、具体的なことは条例の指針に書きこむとされ、当初、条例案は今年の2月議会に提案され、成立の後、指針は2017年度中につくるという進め方で考えられていました。

しかし、市の責務も含めて具体的なことを書きこんだ指針が示されずに条例だけ先に成立させてしまうことに対する批判を受けて、市長は2月議会への条例提案を見送り、条例と指針をセットで提案する方針に転換しました。それで、時間をかけて指針の検討を行ったのち、条例案と整合性を持たせて提案がされることを期待しました。例えば、市民活動推進条例検討会の中だけでなく、市の組織も巻き込んで、市の事業について広い分野での協働の可能性を探ること、福井県鯖江市の条例だけでなく、先行して条例を制定した他市の具体的取り組みなどを精査することなども含め、指針の検討には時間を要すると考えました。そのため、6月議会に条例と指針の素案が示された時には、あまりに短期で示されたことに驚きました。

　　そしてパブリックコメントを経て、この9月議会に条例案が提案されたわけですが、指針は議案ではないということで、初めから示されず、結局指針の文案を見たのは今朝のことです。観光厚生常任委員会の審査資料として配信されました。パブコメは7月21日まででしたが、これを経て、パブコメ素案から変わった箇所が結構あります。パブコメ素案では2ページ、今回示されたものは16頁です。どう見てもギリギリで間に合わせたものと思いますが、**条例の制定を急いでいる理由は何ですか。**

【市民活動部長 答弁】当初の予定では今年2月議会で制定の予定でしたが、パブリックコメントなどの意見を受け、検討会で条例の再検討などを行ったものから時期の変更となりました。スケジュールについては、2月議会、6月議会で報告しているとおり、今議会に議案上程すると当初から予定したところです。

2．条例案では、第2条の基本理念が「別表」としてまとめられています。別表は実際には理念と言うよりは「思い」、宣言という印象ですが、**このような構成にしたのはなぜですか。**

【市民活動部長 答弁】別表のところについては、パブリックコメントの意見を踏まえまして条文だての整理をしていく中で、検討会の意向、意見、思いを別表で表したものです。

3．奈須市民活動部長は、この条例の策定作業を始めるに際して、市民参加型の策定プロセスにこだわる、アクセサリー条例にはしない、とおっしゃっていました。確かに参加型の策定プロセスにこだわったと言うことなんだと思います。市民活動推進条例検討会で委員から出された思いを基本理念と位置づけて別表に掲げ、また非常に長い条例名にこだわったのも参加型の策定プロセスを尊重した結果だと思います。

ではアクセサリー条例にしない、とされていた点についてはどうですか。アクセサリー条例と言うのは、実効性を伴わない条例、条例があることによる具体の変化が生じない条例を言うのだと思いますが、この条例ができることによって、市民活動や協働がどのように進展するのか見えてきません。**アクセサリー条例ではないことはどの条文をみるとわかりますか。**

　【市民活動部長 答弁】条例の作り込みにあたりましては、様々な意見を頂戴した中で、実効性の部分につきましては、指針のところでしっかりと進めて参りたいと思います。

4.　指針の部分に大きく委ねられている条例のつくりが、（パブコメ時に比べ）より顕著になっています。でも**委ねるにしても、委ねる元の部分が条例の中になくてはおかしい**です。おかしいと思うのは**特に「協働」の部分**です。

指針案の3ページには「協働とは」として、「市民活動団体と市など、2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいいます」と定義があり、具体的な取組みについて盛り込まれています。市民意見、議会、庁内から上がった声をある意味反映したのだと理解します。

しかし、条例の方には第3条に「市民活動及び協働の推進についての指針を策定する」とあり、第6条で市民活動・協働推進委員会について規定しているだけです。
　条例全体としては、『私たちは鎌倉をよりよいまちにするために市民活動をジブンゴトとして捉えて進めていきます』という思いを語っているのであって、協働については整理もされていないし、理念的なものも語られていません。そのため、指針を見ると本当にとってつけた感じです。**全体の構成がこれでよいとお思いでしょうか。**

【市民活動部長 答弁】指針の策定につきましては、今回お示ししたのが案でありまして、条例が制定された後に、推進委員会において、様々なご意見を伺いまして、また整理をしていきたいと思っています。

5．ですから、そのあたりのことを整理してからお示しいただきたいとかねてから申し上げていた訳です。

パブコメに付した条例素案と今回の条例案で変わっていることの一つに市の職員についての記載があります。パブコメ時の素案では、条例の主語である「わたしたち」は「鎌倉のまちに住み、働き、学ぶ人々及び市、市職員その他鎌倉のまちのためにかかわるすべての人々」のことで、「わたしたち」の中に市職員が含まれているのが容易にわかりました。

今回の条例案の第1条は、複雑な言い方で、はっきり言ってわかりにくいです。「私たち」という主語は、市民等及び市（市職員を含む）で、第2条では、この「私たち」は基本理念にのっとって行動するよう努めるとともに、「鎌倉のまちに関わるもの」もこの基本理念を理解するようにさせる…となっています。初め条文を読んだ時に、「鎌倉のまちに関わるもの」は市職員を指すと理解したのですが、違うのですね。

市民活動の定義、市・市職員の責務または役割、市民または市民活動を行う者の役割…という規定を設けて整理することを、条例本文ではあえて避けたために、**条文としても、謳っている中身としても残念ながらわかりにくくなっているように見えます。この点、いかがでしょうか。**

【市民活動部長 答弁】条例文案策定にあたっては用語を定義する場合にはカッコ書きで行うことになっており、特に最初に出てきたところで定義するのが通例になっております。なお、指針案の策定にあたっては、条例制定後にわかりやすくするようにしたいと思っています。

6.　職員の位置づけがやはり気になります。別表の5を見ると、「市職員は、鎌倉のまちを創っていく一員であると強く自覚し、行動します」とあって、これは当然のことを言っているにとどまっていて、例えば、市民活動との関係がわかりません。

あと2問伺います。

これまで市民活動に関わってこなかった人たちにも、ユニークな長い条例名や条例らしくない条例構成で、「おや、何だろう」という関心をもってもらうことを狙ったという話を何度も耳にしました。しかし、問題は「おや、何だろう」と思って条例を見た人が、結局**この条例によって何ができるようになるのか、わからない**ことではないでしょうか。また、仮にこれまで市民活動や市政に関心をもってこなかった人たちが、「ジブンゴト」と言うのですね、この言葉を何度も耳にしております。ジブンゴトと考えてくれたとしても、市民活動に関わって来られた方たちはどう受け止めるのでしょうか。御自分たちがされている市民活動がこの条例によりエンパワーされるとは思えないのではないか。**そこがパブコメでの批判的な意見にあらわれていると思いますがいかがですか。**

【市民活動部長 答弁】今回の検討会には、実際に市民活動を実践している市民、市民活動に精通した学識経験者等17名の方に入っていただいて18回にわたってご意見を伺った。パブコメには反対の御意見もあったが賛成の御意見もあった。そういう御意見を受けとめて作り上げてきたものです。

7．検討委員会の皆さんには大変ご尽力いただいたと思っております。しかし、それはそうだとしても、この条例のつくり方、提示の仕方でよいのですか、ということを伺っています。

これは、6月のパブコメで示した素案とは大幅に変わっています。そのパブコメの結果公表は先週あったばかりです。**こういうふうに変えましたということを広く示す必要がある**と思います。このままでは市長選対策だったのだと思われても仕方ないと思います。制定を急ぐ必要はありません。**もう少し時間をかけてはいかがですか**。この指摘に対する市長の意見を伺います。

【市長答弁】市長選対策だというご指摘ですが、当初2月の制定を予定していたものであります。任期の間に策定したいという思いは従前からあって、18回の検討委員会を持ち、市民の方からの意見を繰り返し伺って、御意見を反映するようにやってきたところです。制定を急ぐことなくパブコメも再度行って、市民の皆さんの想いの詰まった条例案として今回出させていただきました。選挙の前ではありますが、選挙対策ということではありません。